第2740地区 創立／1990年9月29日 認証／1990年10月22日

佐世保中央ロータリークラブ週報

会長：大久保 厚司／副会長：浅野 訓一／幹事：本田 実

2014～2015年度クラブスローガン

貴方の輝くロータリーライフを
Your rotary life to glisten

2014～2015年度 RIテーマ
ロータリーに輝きを

〒857-0872長崎県佐世保市上京町3-2セントラルホテル佐世保419号室 TEL.0956-25-5595 FAX.0956-25-3445 Mail.chuo-rc@theia.ocn.ne.jp

本日の出席率７７．２７%: 会員数４５名・出席３２名・欠席１０名・出席規定免除会員（３） ２名・ビジター１名
前々回の修正出席率１００%: 出席３２名・メークアッ１０名・出席規定免除会員３名

会長挨拶／大久保 厚司君



こんにちは。本日と来週は2週に渡る会員卓話は税理士の香月君による相続税についてです。

2015年1月1日より相続税の基礎控除が縮小され、現行の5000万円＋1000万円 × 法定相続人数から改正後は3000万円＋600万円 × 法定相続人数となります。更に、遺産が2億以下なら変りませんが、2～3億以上の税率と控除額が高くなっています。

具体例を挙げますと、法定相続人が子2人で遺産2億円の場合、改正前は基礎控除額7000万円で対象額1億3000万円に対して1人1250万、2人で相続税の総額2500万円でしたが、改正後は基礎控除額4200万円となりますので、対象額は１億5800万円に対して1人1670万円と420万円多く支払うことになり、相続税の総額は2人で3340万円となり840万円の増税となります。

最も相続税対策効果があることは、遺産額が基礎控除額になるまで借金をすることが望ましいのですが、この場合は当然、返済金を上回る純利益がでるような手法が必要です。手法として利益のある会社を買う、利益を生む不動産等の資産を買う、相続後に修復しなければならない部分を先に親の借金にしてしまう、不要な土地は売却もしくは利益を有無土地に代えておくなど、その人にあった適切な方法でなるべく相続税の節税の名案をお聞きしたいと思います。

本日のビジター紹介

佐世保南ロータリークラブ　　江原　康彦様

Report 幹事報告／本田 実君

1．例会変更
伊万里西ロータリークラブ
10月9日（木）18：30～
伊万里迎賓館　伊万里RCとの合同例会の為

2．来　　信
・中野浩第５Ｇガバナー補佐・宮原明夫第６Ｇガバナー補佐
大鳥居宏佐世保北ＲＣ会長
佐世保市内8RC臨時会長・幹事会のご案内
日時　10月１日（水）18：00～
場所　セントラルホテル佐世保　サルビアの間

ロータリー情報

四元清安君
■新世代奉仕の一部事業の紹介
「新世代のための月間」 New Generatios Month
年齢30歳までの若い人の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点をあてるために、9月は「新世代のための月間」に指定されている。ロータリークラブは「各ロータリアンは青少年の模範」という標語を、この月間はクラブの会報や広報資料に使うよう奨励されている。

インターアクトクラブ・ローターアクトクラブについて
インターアクト、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。年齢12歳から18歳までの若い人が入会できる。ローターアクト、提唱ロータリークラブの近隣地域内に居住・就職・就学している18歳から30歳までの若者によって構成される。

若者が個々の能力の開発に役立つ知識と技能を身につけ、地域社会における物質的、社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間によりよい信頼関係を構築することを目的とする。「奉仕を通じての親睦」という標語がある。

ロータリー青少年交換
青少年交換は、年齢15歳から19歳までの青少年に母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供するロータリー常設プログラムである。

週報制作：会報・出席委員会／川島 千鶴、坂井 智照、田雑 豪裕、南部 建、山口 裕之、香月 章彦、岡田 文俊

青少年交換には、以下の3種類がある。
・長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を与える
・短期交換プログラムは、学生に数週間程度の外国訪問の機会を与える。
・新世代交換は、18歳から25歳までの若者に、最長3カ月の外国訪問または留学の機会を与える。

ロータリー青少年支指導者養成プログラム　ＲＹＬＡ
RYLAは若い人々の指導力及び善良な市民としての資質を伸ばすことを目的としている。指導者キャンプ（合宿）の方式で行われる。

結婚記念日

９月１３日　芥川圭一郎・香織　ご夫妻
９月１５日　本田　　実・由美　ご夫妻
９月２３日　戸浦　善彦・美代子ご夫妻
９月２３日　宮﨑　祐輔・容子　ご夫妻

Birthday 今月のお誕生会員

昭和１１年９月２０日　長富　寿人君

(^_^) ニコニコボックス

大久保厚司会長、浅野訓一副会長、本田実幹事
実りの秋、食欲の秋、また台風の発生、通過の季節になってきました。今日も台風16号が発生し来週の天気が心配です。今週と来週は、当初の会長の方針の一つである会員の卓話を聞こうで、「相続税1」、「相続税2」です。香月君よろしくお願いします。

本田実幹事
結婚記念日のお花を頂きました。ありがとうございます。確か29年目かな。

長富寿人君
誕生祝の月ですから、ニコニコします。

芥川圭一郎君
先週の13日に結婚記念日のお花を頂きました。ありがとうございました。今まで記念日に何もしてなかったことを反省しています。

宮﨑祐輔君・戸浦善彦君
先日は新入会員歓迎会を催して頂き、ありがとうございました。朝の元気度で座る席が決まる和気藹々の雰囲気に、中央ロータリーが大好きになりました。それから、偶然にも私達は結婚記念日が同じ日で、本日は記念品を頂きまして重ねてお礼申し上げます。

親睦活動委員会
本日、田中君のニコニコデビューを祝いましてニコニコします。

本日の合計	13,000 円
本年度の累計	283,000 円

本日の卓話

■　会　員　卓　話　■

香月章彦君
「相続」その１



１，相続の基礎知識
①『相続』は、民法の「相続」編で規定されています。財産を残す者＝被相続人（亡くなった人）と、被相続人が残した財産を継承する者＝相続人からなります。民法上相続権を持つ者＝法定相続人と言います。一定の理由で相続人としての資格が認められない相続人＝相続欠格者も有ります。これは被相続人の意思により相続人の持つ相続権を剥奪される者＝相続排除を言います。

②法定相続人と法定相続分の関係を示します。
例1：配偶者と子供2人の場合、配偶者は1／2。子は1／4ずつ。
例2：子、孫が一人もいない場合、配偶者は2／3。父母は1／6ずつ。
例3：配偶者と子供2人、但し子の一人が先に死亡していて、孫がいる場合、配偶者は1／2。子は1／4。孫は1／4。
例4：子、孫が一人もいない且つ父母の既にいない場合、配偶者は3／4。兄弟1／4。

③遺言書の種類
・自筆証書遺言：自分一人で全部書く遺言書。家庭裁判所で開封されます。
・公正証書遺言：公証人役場にて作成する遺言書。2人の証人が必要。証人には責任は有りません。
・秘密証書遺言：公証人役場にて作成する遺言書。公証人は遺言書の存在のみを証明する。

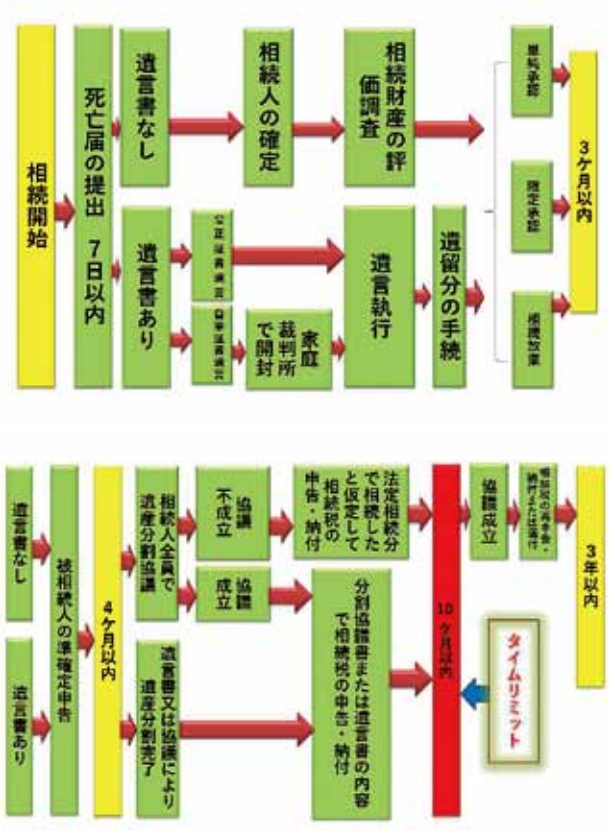
④民法で定める、相続人の遺留分
相続人が相続できるものとして民法で保障されている最小限度の財産のことで、法定相続分の1／2です。

⑤相続人の範囲
・養子や胎児は相続人かどうかですが、養子は法定相続人ですし、胎児は生まれたときに法定相続人になります。
・配偶者は必ず法定相続人です。

⑥誰がどの財産を相続するのかは遺言書又は法定相続人による遺産分割協議で決定されます。協議不調の場合は、家裁

で調停するとか？いわゆる争族に発展する場合があります？

⑦相続の主な手続



２，相続税の基礎知識

①相続税の申告義務

（遺産総額）－（債務、葬儀費用、非課税財産）＝（正味財産）

（遺産に係る基礎控除）＝3000万円＋（600万円 × 法定相続人数）がH27,1から変わり増税されます。

（正味財産）＞（遺産に係る基礎控除）の場合に相続税の申告義務が発生します。その際、注意しなければならないことは、養子の法定相続人への算入について、実子がいる場合は養子は何人いても1人。実子がいない場合は養子は何人いても2人までです。

②非課税財産

仏壇、仏具、神具、墓地、霊廟、墓石、公共事業用財産、申告期限までに国等に贈与した財産、一定額の生命保険金、一定額の死亡退職金等。

生命保険金も死亡退職金も民法上の相続財産ではありません。しかし税法上『みなし相続財産』として一部が相続税の対象となります。双方とも500万円 × 法定相続人数までは課税されませんので、生命保険契約をその金額まで契約することは、節税にはなります。

③相続又は遺贈により財産を取得した人が相続開始前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財産も相続税の課税対象になりますが、納めた贈与税額は相続税額から差し引けます。

④被相続人の債務

借入金、未払金、未納の固定資産税、県市民税、死亡後に支払った病院代など

⑤葬儀費用

お通夜、本葬、火葬場までの費用、お布施

⑥相続税の計算

正味財産－基礎控除＝課税遺産総額

課税遺産総額を、法定相続どおり相続があったものと仮定して計算。よって、遺産分割が変わっても相続税の総額に変化無し。実際の分割に応じて按分して、各人の納付額が確定します。

⑦配偶者控除

民法は被相続人が残した財産は、その配偶者が協力してできたもの（夫婦共有財産）という考え方。相続税においても配偶者控除という大きな軽減措置です。その他相続人が未成年者や障害者である場合は納める税額が軽減されます。配偶者控除は配偶者の法定相続分又は1億6000万円のいずれか大きい金額です。

例1：課税遺産総額が1億円のとき、全てを配偶者が相続すると納付額は0円。

例2：課税遺産総額が4億円のとき、2億円を配偶者が相続すれば、配偶者の納付税額は0円。その他の相続人は当然納付税額有ります。

来週へつづく

ＳＡＡ：指山康二君

次回例会／９月２５日１２：３０～

次回献立／ビーフカツレツ、スープ、サラダ